

三浦市暴力団排除条例の基本的な考え方について

● 条例制定の背景と目的

暴力団は、恐喝、賭博、けん銃や麻薬の密売といった犯罪行為だけでなく、債権取立てや示談交渉等市民の経済生活にまで深く根を広げ、資金源としています。また、暴力団同士の対立抗争でのけん銃の発砲事件や薬物犯罪などの凶悪な犯罪を多数引き起こすなど、市民生活の大きな脅威となっています。

近年は、合法的な社会経済システムに介入するなど、その資金獲得活動は、社会情勢の変化に対応して一層多様化、巧妙化しつつあります。

暴力団からのこうした被害を防止し、社会から排除するため、全国的に多くの自治体が暴力団排除を推進する活動を展開しはじめています。

最近では、湘南ひらつか七夕まつりが行われていた平塚市内で暴力団の対立抗争を背景としたけん銃による組員殺害事件や横浜市内で拳銃を発砲した暴力団組員のビル立てこもり事件が発生しています。これらの事件は、いずれも市民生活に身近な場所で発生しており、暴力団の被害から、市民生活を守ることが喫緊の課題となっています。

こうしたことから、神奈川県は、「社会対暴力団の構図の確立」、「暴力団資金源に対する対策」等を柱とする暴力団排除条例が平成23年4月1日に施行しました。

暴力団排除対策は、社会全体で取り組むことで効果を発揮することから、県下全ての市町村が連携して対策を講ずる必要があります。

本市においても、市民・事業者・行政が一体となって市民生活や社会経済活動の場から暴力団を排除し、安全で安心な市民生活の確保及び本市における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として「三浦市暴力団排除条例」を制定しました。

● 条例の概要

(1) 基本理念

市と市民や事業者は、暴力団が社会全体に悪影響を与える存在であることを認識し、暴力団を恐れない、暴力団に金を出さない、暴力団を利用しないことを基本に、互いに協力して暴力団排除を推進するものとします。



(2) 市の責務

県やその他の関係団体（暴力団員による不当な行為の防止を目的とした団体）との連携を図りながら暴力団排除に関する施策を推進するとともに、暴力団排除に有益と認められる情報を関係団体に提供しなければならないものとします。

(3) 市民及び事業者の役割

市民と事業者は、基本理念にのっとり、暴力団排除に積極的に取り組み、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとします。また、暴力団排除に有益と認められる情報を知ったときは、市や関係団体に提供するよう努めるものとします。

(4) 市職員等への不当な行為に対する措置

市は、職員や指定管理者が、暴力団員等による不当な要求に対して適切に対応することができるようマニュアルの整備等必要な措置を講ずるものとします。



(5) 市の行う契約からの暴力団排除

市は、公共工事などの市の事務や事業が、暴力団の利益とならないよう、市の実施する入札等から暴力団員等、暴力団、暴力団経営支配法人等を排除するため、入札への参加に条件を加え、契約した相手が暴力団であった場合の契約の解除を契約書に盛り込む等必要な措置を講ずるものとします。



(6) 給付金等の給付における暴力団排除

市は、補助金、利子補給金その他相当の反対給付を要しない給付金を交付し、又は貸付金を貸し付けるときは、暴力団の活動を助長したり、その運営に利用されたりしないよう給付金等の給付条件に暴力団でないことなどの条件を加える等必要な措置を講ずるものとします。

(7) 公の施設における暴力団排除

市が設置する公の施設について、その管理を暴力団や暴力団経営支配法人等に行わせないよう必要な措置を講ずるものとします。

また、市又は公の施設の指定管理者は、施設の使用や利用が暴力団の活動を助長したり、その運営に利用されたりすることがないように使用や利用の承認をしない等必要な措置を講ずるものとします。



(8) 市民に対する支援等

市は、市民が暴力団の排除に積極的な役割を果たすことができるよう情報提供その他必要な支援を行うものとします。

(9) 広報及び啓発

市は、市民が暴力団排除の重要性について理解を深め、暴力団排除の活動に積極的に取り組むことができるよう広報及び啓発を行うものとします。

(10) 国、県その他の地方公共団体との連携

市は、暴力団排除の効果的推進するため、国、県その他の地方公共団体と連携し、積極的な情報交換に努めるものとします。

(11) 施行日

平成23年7月1日